

議案第 5 3 号

市川市後期高齢者医療に関する条例の制定について

市川市後期高齢者医療に関する条例を次のように定める。

平成 2 0 年 2 月 1 8 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市後期高齢者医療に関する条例

(市が行う後期高齢者医療の事務)

第 1 条 市が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成 1 9 年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第 2 7 号。次条において「広域連合条例」という。)に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(市において行う事務)

第 2 条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成 1 9 年政令第 3 1 8 号)第 2 条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成 1 9 年厚生労働省令第 1 2 9 号)第 6 条及び第 7 条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 広域連合条例第 3 条の葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付
- (2) 広域連合条例第 1 8 条の保険料の額に係る通知書の引渡し
- (3) 広域連合条例第 1 9 条第 2 項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付
- (4) 広域連合条例第 1 9 条第 2 項の保険料の徴収猶予の申請に対する千葉県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し

- (5) 広域連合条例第20条第2項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付
- (6) 広域連合条例第20条第2項の保険料の減免の申請に対する千葉県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
- (7) 広域連合条例第21条本文の申告書の提出の受付
- (8) 前各号に掲げる事務に付随する事務
(保険料を徴収すべき被保険者)

第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。

- (1) 市内に住所を有する被保険者
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項に規定する病院等をいう。次号において同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。次号において同じ。)をした際市内に住所を有していたもの
- (3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市内に住所を有していたもの
- (4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際市内に住所を有していたもの
(普通徴収に係る保険料の納期)

第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 7月16日から同月31日まで
- 第2期 8月16日から同月31日まで
- 第3期 9月16日から同月30日まで
- 第4期 10月16日から同月31日まで
- 第5期 11月16日から同月30日まで
- 第6期 12月16日から同月28日まで

第7期 翌年1月16日から同月31日まで

第8期 翌年2月16日から同月末日まで

2 前項に規定する納期により難い被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項又は第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。次条第1項において同じ。）に対し、その納期を通知しなければならない。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合又はその分割金額の全額が100円未満である場合は、その端数金額又はその全額は、すべて当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

（延滞金）

第5条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が1,000円未満である場合においては、この限りでない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第7条 市長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答

弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科することができる。

第8条 市長は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金（市が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

第9条 前2条の過料の額は、情状により、市長が定める。

2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の納期の特例）

2 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。次項において同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 10月16日から同月31日まで

第2期 11月16日から同月30日まで

第3期 12月16日から同月28日まで

第4期 翌年1月16日から同月31日まで

第5期 翌年2月16日から同月28日まで

3 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「前項」とあるのは「附則第2項」と、「市長が別に定める」とあるのは「10月16日以後における市長が別に定める時期とする」とする。

（延滞金の割合の特例）

4 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（市川市特別会計条例の一部改正）

5 市川市特別会計条例（昭和39年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(8) 後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業

理 由

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき75歳以上の者等を対象とした後期高齢者医療制度が創設されることに伴い、市が行う後期高齢者医療の事務に関し必要な事項を定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。